

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年4月4日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第12号

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則(平成16年4月1日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の変更及び東京多摩地区5国立大学法人の資金の共同運用に係る協定に対応するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の資金の管理及び運用（以下「資金の管理運用」という。）の手続き等について定め、もって資金の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。</p> <p>（資金の管理運用の方法）</p> <p>第2条 本学の資金は、<u>安全性の確保を最重要として確実性の高い管理運用を行うものとする。</u></p> <p>（役員会の権限及び責務）</p> <p>第3条 役員会は、本学の資金の管理について統括し、運用の権限を有するとともに、その運用実績についての責務を負う。</p> <p>2 役員会は、理事（<u>財務・労務担当</u>）が策定した資金の管理運用方針について審議し、これを定める。</p> <p>3 役員会は、前項に定める資金の管理運用方針の範囲内で、理事（<u>財務・労務担当</u>）に業務執行権限を委譲する。</p> <p>4 役員会は、理事（<u>財務・労務担当</u>）からの資金の管理運用状況報告に基づき、運用実績を把握し評価するとともに、必要に応じて措置判断を行うものとする。</p> <p>（理事（<u>財務・労務担当</u>）の業務等）</p> <p>第4条 理事（<u>財務・労務担当</u>）が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 年度当初において、当該年度の資金の管理運用方針を策定すること。</p> <p>(2) 役員会が定める資金の管理運用方針に基づいて管理運用すること。</p> <p>(3) 役員会に対し、四半期ごと又はその要請により随時の時点における<u>資金の管理運用状況</u>を報告すること。</p> <p>2 理事（<u>財務・労務担当</u>）は、財務施設部長に資金の管理運用を委任して実務を行わせるものとし、その管理運用状況について監督責任を負う。</p> <p>3 理事（<u>財務・労務担当</u>）は、経済情勢の急激な変化、取引先金融機関の経営状況の悪化等が生じた場合は、直ちに役員会に報告し、対応を協議しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、資金の管理運用について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の資金の管理及び運用（以下「資金の管理運用」という。）の手続き等について定め、もって資金の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。</p> <p>（資金の管理運用の方法）</p> <p>第2条 本学の資金は、<u>安全かつ確実性の高い預金・貯金及び有価証券で管理し、運用するものとする。</u></p> <p>（役員会の権限及び責務）</p> <p>第3条 役員会は、本学の資金の管理について統括し、運用の権限を有するとともに、その運用実績についての責務を負う。</p> <p>2 役員会は、理事（<u>総務・財務担当</u>）が策定した資金の管理運用方針について審議し、これを定める。</p> <p>3 役員会は、前項に定める資金の管理運用方針の範囲内で、理事（<u>総務・財務担当</u>）に業務執行権限を委譲する。</p> <p>4 役員会は、理事（<u>総務・財務担当</u>）からの資金の管理運用状況報告に基づき、運用実績を把握し評価するとともに、必要に応じて措置判断を行うものとする。</p> <p>（理事（<u>総務・財務担当</u>）の業務等）</p> <p>第4条 理事（<u>総務・財務担当</u>）が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 年度当初において、当該年度の資金の管理運用方針を策定すること。</p> <p>(2) 役員会が定める資金の管理運用方針に基づいて管理運用すること。</p> <p>(3) 役員会に対し、四半期ごと又はその要請により随時の時点における管理運用状況を報告すること。</p> <p>2 理事（<u>総務・財務担当</u>）は、財務施設部長に資金の管理運用を委任して実務を行わせるものとし、その管理運用状況について監督責任を負う。</p> <p>3 理事（<u>総務・財務担当</u>）は、経済情勢の急激な変化、取引先金融機関の経営状況の悪化等が生じた場合は、直ちに役員会に報告し、対応を協議しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、資金の管理運用について必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。